

【添付書類の提出が省略できる手続き】

手続き	省略可能な添付書類の例	担当課
国民健康保険の資格取得・喪失・変更	* 住民票 * 資格喪失証明書 * 資格取得証明書 * 被用者保険等の保険証	市民福祉課 ☎64・6018 ☎64・6017
国民健康保険の高額介護合算療養費の支給申請	* 自己負担額証明書（医療・介護）	
国民健康保険と他の医療に関する給付との調整	* 被用者保険等の保険証 * 介護保険の保険証	
出産育児一時金の給付または葬祭費の給付申請	* 国民健康保険の保険証	
年金請求書	* 住民票等 （生年月日が証明できる書類）	
児童手当の申請、現況届	* 所得・課税証明書 * 子の属する世帯全員の住民票 （平成30年7月以降予定）	子ども未来課 ☎64・6013
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定申請	* 所得・課税証明書 （平成30年7月以降予定）	
児童扶養手当の認定申請	* 所得・課税証明書 * 住民票	
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請	* 所得・課税証明書 * 生活保護受給証明書	
養育医療給付申請	* 所得・課税証明書 ※ただし、添付を省略できない場合もあります。	子ども未来課 （健康管理センター） ☎52・2222
特別児童扶養手当の支給の申請	* 住民票 * 所得・課税証明書	高齢・障がい者 元気支援課 ☎64・6012 ☎64・6014
障害児通所支援・入所支援の申請	* 住民票 * 所得・課税証明書 * 生活保護受給証明書	
障害福祉サービスの申請	* 住民票 * 所得・課税証明書 * 生活保護受給証明書	
障害者・児に対する医療費助成の申請	* 住民票 * 所得・課税証明書 * 生活保護受給証明書	
介護保険料の減免申請	* 住民票 * 所得・課税証明書 * 生活保護受給証明書	

※申請の内容によっては、添付書類の省略ができない場合もあります。